

岐阜県の「水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み」について

1 本県の治水対策

本県では、平成19年度に県内の主要な5つの流域について「岐阜県新五流域総合治水対策プラン（以下「治水対策プラン」という。）」をとりまとめ、ハード対策とソフト対策を県民協働で推進している。

この治水対策プランは、各流域において、市町村長、学識者、水防団長(消防団長)、河川利用者代表(漁業協同組合長、団体代表)、国機関の長からなる「各流域新五流総地域委員会」と5流域を対象に学識者等からなる「新五流総フォローアップ委員会」を設け、治水対策プランが円滑かつ効果的に実施できるよう提案助言を受け、進めている。

平成28年度には、「各流域水防災協議会」において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、令和2年度を目標に県及び各流域市町村が行うハード・ソフト一体的かつ計画的に推進する「減災のための目標」として「水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み方針」を策定した。

平成29年度には、水防法改正を受け、「各流域水防災協議会」と「各流域新五流総地域委員会」を統合し、「各流域新五流総地域委員会」を水防法上の「大規模氾濫減災協議会」として位置付けた。

平成30年度には、利水ダム管理者等に「各流域新五流総地域委員会」へ参画していただき、これまで以上にハード・ソフト対策を強力に推進している。

令和2年度には、答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を受けて、従来の治水対策に加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」へ転換し、令和3年3月に策定した流域治水プロジェクトに基づき「流域治水」の対策を推進している。

2 「水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み」について

本県は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組を推進すべく、治水対策や関東・東北豪雨の検証を合わせ、平成28年に各流域において「水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み」を作成し、令和2年度までの取組方針を定め、取組の推進を図ってきた。

今回、新たに令和3年度から令和7年度までの取組方針を作成し、引続き水防災意識社会を再構築するための取組を実施するとともにさらなる「流域治水」の推進を図っていく。

このうち、ハード対策は治水対策プランを引続き進めることとし、庄川流域、九頭竜川流域、矢作川流域については、それぞれ宮川(神通川)流域、長良川流域、土岐川流域に合わせ、引続きソフト対策を検討し進めることとする。

■減災のための目標

本県の水害に対する方針のもと、令和7年度までに達成すべき減災のための目標は次のとおりとする。

- 住民が自らリスクを察知し主体的な避難行動がとれるよう、自助・共助・公助による地域防災力の再構築を目指す。
- 氾濫被害を軽減し早期に生活が回復できるよう、社会経済被害の最小化を目指す。
- あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。